



平成 26 年 2 月 21 日

各 位

会 社 名 太 平 洋 興 発 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 藤 幹 介  
(コード番号 : 8835 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長 板 垣 好 紀  
電 話 0 3 - 5 8 3 0 - 1 6 0 1

### 第三者割当による行使価額修正条項付第 1 回新株予約権（行使指定・停止指定条項付） の発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 21 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第 1 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

#### 1. 募集の概要

|                                      |                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 割 当 日                            | 平成 26 年 3 月 11 日                                                                                                                                                                                                                |
| (2) 新 株 予 約 権 の 総 数                  | 10,000 個                                                                                                                                                                                                                        |
| (3) 発 行 価 額                          | 新株予約権 1 個につき金 780 円（総額 7,800,000 円）                                                                                                                                                                                             |
| (4) 当 該 発 行 に よ る<br>潜 在 株 式 数       | 潜在株式数 : 10,000,000 株（新株予約権 1 個につき 1,000 株）<br>上限行使価額はありませぬ。<br>下限行使価額は 89 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は<br>10,000,000 株であります。                                                                                                         |
| (5) 資 金 調 達 の 額<br>( 差 引 手 取 概 算 額 ) | 1,279,800,000 円（注）                                                                                                                                                                                                              |
| (6) 行 使 価 額 及 び<br>行 使 価 額 の 修 正 条 件 | 当初行使価額 128 円<br>行使価額は、平成 26 年 3 月 12 日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「東証終値」という。）の 90.5%に修正されます。ただし、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。                                  |
| (7) 新株予約権の取得条項                       | 当社は、本新株予約権の要項に従い、残存する本新株予約権の全部を取得することができます。                                                                                                                                                                                     |
| (8) 募 集 又 は 割 当 方 法<br>( 割 当 予 定 先 ) | 野村證券株式会社に対する第三者割当方式                                                                                                                                                                                                             |
| (9) そ の 他                            | 当社は、割当予定先である野村證券株式会社（以下「割当予定先」という。）との間で、割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定することができること、当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することが出来ない期間を指定することができること、一定の場合に割当予定先は当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、 |

この文書は、当社の第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

|  |                                                                                                                                               |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 本新株予約権を取得すること、割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと等について合意する予定です。詳細については、別記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性」及び別記「6. 割当予定先の選定理由等 (6) その他」をご参照ください。 |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日終値で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の資金調達の額は行使価額の水準により増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には資金調達の額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 資金調達の主な目的

当社グループは、当社、子会社 14 社で構成されており、不動産の分譲・賃貸・マンション管理等を行う不動産事業、輸入した石炭の販売等を行う商事事業、有料老人ホームの運営等を行うサービス事業、炭カル肥料の製造販売等を行うその他の事業を柱に、人々の豊かな暮らしを実現することを経営理念に事業活動を行っております。

一昨年に行われた衆議院選挙の結果、新たな内閣が推し進めた経済再生に向けた景気対策や、日本銀行による金融緩和策等により、株高円安が進み企業収益が改善し個人消費が持ち直すなど、日本の景気は回復基調で推移しております。今後の見通しについても、雇用情勢の改善や設備投資等が増えることが見込まれ、景気の回復基調が続くことが期待されます。

そのような経済状況下、当社グループは平成 24 年度に作成した中期経営計画に基づき、計画達成に向け各事業分野において積極的に営業展開を図り、目標達成に努めております。弊社グループの売り上げの中心となる石炭の輸入販売は、大震災以降日本のエネルギー政策の見直しにより燃料として再評価され注目を集めております。また、不動産事業における不動産賃貸・マンション管理業は、当社に継続的かつ安定的な収益をもたらしております。さらに、サービス事業における有料老人ホームの稼働率は安定的に推移しております。

当社グループが今後事業の拡大を図るためには、現在の既存の経営資源による事業を拡大することはもちろんのこと、新たな投資を行うことも必要不可欠であります。投資先については当社グループの強みを発揮できる分野、特に不動産事業において必要であると判断し、中期経営計画で掲げた不動産賃貸事業の安定収益基盤を確保するため、平成 26 年 2 月に北海道札幌地区において、稼働中の賃貸用不動産 2 物件を取得いたします。この新たな賃貸用不動産取得により、当社グループの収益基盤を確かなものとする事で、既存事業を拡大すべく経営資源を投入することが可能となり、業容拡大につながるものと考えております。

なお、取得対象の賃貸用不動産は稼働率が高く当社の不動産賃貸事業における指針に沿う優良な物件であったため、早期に取得する必要があると判断し、金融機関から借り入れを行い取得資金に充当しました。しかしながら、借入金には債務となり財務体質の健全性が低下する恐れがあるため、エクイティ・ファイナンスを検討しました。エクイティ・ファイナンスのうち、公募増資や新株の第三者割当については、短期間で資金の調達が可能である半面、希薄化が一時に発生し株価への影響が大きくなる恐れがあるため、採用いたしませんでした。当社は、既存株主の利益に十分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっている新株予約権型のファイナンスを採用するに至りました。本新株予約権の発行及びその後の権利行使により調達できた資金は随時借入金の返済に充当いたします。

当社グループは、引き続き、グループ企業の業績向上・収益拡大、株主の皆様等関係各位のご期待に添

この文書は、当社の第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

えるべく事業に取り組んでまいりたいと考えております。

## (2) 本新株予約権の商品性

### ① 本新株予約権の構成

- ・ 本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は 1,000 株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は 10,000,000 株です。
- ・ 本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。ただし、下記②及び③に記載のとおり、当社が行使指定又は行使停止を行うことができますので、当社の裁量により、割当予定先に対して一定数量の範囲内での行使を義務づける、又は行使を行わせないようにすることが可能となります。
- ・ 本新株予約権の行使価額は、当初 128 円（発行決議日の東証終値）ですが、本新株予約権の割当日の翌取引日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値の 90.5%に相当する価額に修正されます。ただし、行使価額の下限は 89 円（発行決議日の東証終値の 70%の水準）です。
- ・ 本新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌取引日以降約 3 年間であります。

本新株予約権に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において、主に下記②乃至④の内容について合意する予定です。また、下記⑤の内容については、本新株予約権の要項に定めております。

### ② 当社による行使指定

- ・ 割当日の翌取引日（以下「行使価額修正開始日」という。）以降、平成 29 年 1 月 11 日までの間において、当社の判断により、当社は割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定することができます（以下「行使指定」という。）。
- ・ 行使指定に際しては、以下の要件を満たすことが前提となります。
  - (i) 行使指定を行った日（以下「行使指定日」という。）の東証終値が下限行使価額の 120%の水準を下回っていないこと
  - (ii) 前回の行使指定日から 20 取引日以上の間隔が空いていること
  - (iii) 当社が、未公表の重要事実を認識していないこと
  - (iv) 当社株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと
  - (v) 停止指定（下記③に定義する。）が行われていないこと
  - (vi) 当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し（ストップ高）又は下限に達した（ストップ安）まま終了していないこと
- ・ 当社が行使指定を行った場合、割当予定先は、原則として、行使指定日の翌取引日から 20 取引日（以下「指定行使期間」という。）以内に指定された数の本新株予約権を行使する義務を負います。
- ・ 一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社株式の数が、行使指定日の前取引日までの 20 取引日又は 60 取引日における当社株式の 1 日あたり平均出来高のいずれか少ない方に 2 を乗じて得られる数と 6,783,448 株（発行決議日現在の発行済株式数の 10%に相当する株数）のいずれか小さい方を超えないように指定する必要があります。
- ・ ただし、行使指定後、当該行使指定に係る指定行使期間中に東証終値が下限行使価額を下回った場合には、以後、当該行使指定の効力は失われます。
- ・ 当社は、行使指定を行う際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

### ③ 当社による行使停止

この文書は、当社の第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- ・ 当社は、本新株予約権の割当日の翌取引日以降、平成 29 年 3 月 11 日までの間において、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間（以下「停止指定期間」という。）を指定（以下「停止指定」という。）することができます（ただし、上記②の行使指定を受けて割当予定先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指定を行うことはできません。）。
- ・ なお、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができます。
- ・ 停止指定を行う際には、停止指定を行った旨及び停止指定期間を、また停止指定を取消す際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

④ 割当予定先による本新株予約権の取得の請求

本新株予約権発行後、平成 29 年 2 月 10 日までの間のいずれかの取引日の東証終値が下限行使価額を下回った場合、又は平成 29 年 2 月 13 日以降はいつでも、割当予定先は当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより本新株予約権を取得します。

⑤ 当社による本新株予約権の取得

本新株予約権発行後、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部を取得することができます。

（3）本新株予約権を選択した理由

数あるエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

（本新株予約権の主な特徴）

<当社のニーズに応じた特徴>

① 過度な希薄化の抑制が可能なこと

- ・ 本新株予約権は、潜在株式数が 10,000,000 株（発行決議日現在の発行済株式数 67,834,489 株の 14.74%）と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。
- ・ 本新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができるため、当社が行使指定を行わずとも株価が下限行使価額を上回る水準では行使が進むことが期待される一方、当社は、当社株式動向等を勘案して停止指定を行うことによって、株式発行を行わないようにすることができます。

② 株価への影響の軽減が可能なこと

下記の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

- ・ 行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・ 下限行使価額が 89 円（発行決議日の東証終値の 70%の水準）に設定されていること
- ・ 行使指定を行う際には、東証終値が 106 円（下限行使価額の 120%の水準）以上である必要があり、また、上記「（2）本新株予約権の商品性 ②当社による行使指定」に記載のとおり、一度に行使指定可能な数量の範囲は行使指定直前の一定期間の出来高を基本として定められることとなっており、行使が発生する株価水準や株式発行による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること

③ 資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

この文書は、当社の第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

＜本新株予約権の主な留意事項＞

本新株予約権には、主に、下記④乃至⑦に記載された留意事項がございますが、当社といたしましては、上記①乃至③に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

- ④ 本新株予約権の下限行使価額は 89 円（発行決議日の東証終値の 70%の水準）に設定されており、株価水準によっては資金調達できない可能性があります。
- ⑤ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ⑥ 当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。
- ⑦ 本新株予約権発行後、東証終値が下限行使価額を下回った場合には、割当予定先が当社に対して取得請求を行う場合があります。

（他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴）

- ⑧ 新株発行（公募増資・第三者割当等）により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株あたりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。

社債による資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務健全性指標は低下いたします。

本新株予約権においては、上記②に記載のとおり、行使の分散、下限行使価額の設定などの仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。また、調達金額は資本となるため、財務健全性指標は上昇いたします。一方、当社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### （1）調達する資金の額

| 払込金額の総額(円)       | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円)       |
|------------------|--------------|------------------|
| 1, 287, 800, 000 | 8, 000, 000  | 1, 279, 800, 000 |

（注） 1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額であります。

2. 行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計であります。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

#### （2）調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 1, 279, 800, 000 円につきましては、北海道札幌地区の賃貸用不動産（賃貸マンション 2 物件）の取得に要する借入金（1, 000 百万円）の返済に随時充当いたします。

| 手取金の使途              | 支出予定金額<br>(百万円) | 支出予定時期                |
|---------------------|-----------------|-----------------------|
| 金融機関からの借入金の返済（注） 1. | 1, 000          | 2014 年 3 月～2017 年 3 月 |

この文書は、当社の第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

|                     |     |                       |
|---------------------|-----|-----------------------|
| 金融機関からの借入金の返済（注） 2. | 279 | 2014 年 3 月～2017 年 3 月 |
|---------------------|-----|-----------------------|

（注） 1. 賃貸用マンションの物件概要は次のとおりです。

|      |                         |                         |
|------|-------------------------|-------------------------|
| 所在   | 北海道札幌市                  | 北海道札幌市                  |
| 土地面積 | 833.04 平方メートル           | 392.75 平方メートル           |
| 延床面積 | 2,894.54 平方メートル         | 1,834.85 平方メートル         |
| 構造   | R C 造 陸屋根 地上 10 階       | R C 造 陸屋根 地上 11 階       |
| 種別   | 共同住宅 1LDK×69 戸 駐車場×24 台 | 共同住宅 1LDK×40 戸 駐車場×11 台 |
| 竣工年  | 平成 16 年 9 月築            | 平成 19 年 2 月築            |
| 取得価格 | 634.5 百万円（諸経費込）         | 383.9 百万円（諸経費込）         |

（注） 2. 本新株予約権の行使時における株価推移により上記の用途に充当する支出金額を上回って資金調達ができた場合には、当社の有利子負債 6,369 百万円（平成 25 年 12 月 31 日現在）を圧縮し財務体質を強固にするため金融機関からの借入金の返済に充当する予定であります。

（注） 3. 本新株予約権の行使が予定通り行われず調達見込み額に満たない場合、手元資金等により借入金を返済していく予定であります。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の用途に充当することで、中核事業である不動産セグメントでの賃貸マンション事業拡大を図り、安定的な収益の拡大、株主資本の増加及び有利子負債圧縮による財務体質の強化を図ることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### （1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号 代表取締役 CEO 野口真人）（以下「ブルータス・コンサルティング」という。）に依頼いたしました。ブルータス・コンサルティングは、権利行使期間、株価変動率等を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、当社は資金調達のために株価水準に留意しながら、可及的速やかに行使指定を行い、割当予定先は株価水準に留意しながら、可及的速やかに権利行使を行うこと、現在の売買出来高が今後も継続すること等を前提としております。当社は、上記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準、ブルータス・コンサルティングによる本新株予約権の価値評価が本新株予約権 1 個あたり 780 円となったこと等を勘案の上、本新株予約権の払込金額をかかる価値評価と同額の本新株予約権 1 個あたり 780 円としましたが、かかる払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。さらに、当社監査役全員（うち社外監査役 2 人）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、下記①乃至⑥に記載する点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実とは認められないという趣旨の意見を得ております。

① 本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する専門知識及び経験が必要であると考えられるところ、ブルータス・コンサルティングはかかる専門知識及び経験を有すると認められること。

② ブルータス・コンサルティングは当社との資本関係はなく、当社の会計監査を行っているものでもないので、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められる

この文書は、当社の第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

こと。

- ③ 当社取締役がそのようなブルータス・コンサルティングに対して本新株予約権の価値評価を依頼していること。
- ④ プルータス・コンサルティングからの評価報告書の提出に際して、同社の実績及び本新株予約権に関して同社が行った評価の方法等について、当社の実務担当者に対して説明が行われ、かかる説明を踏まえた報告が本新株予約権の発行を担当する取締役になされていること。
- ⑤ 本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、プルータス・コンサルティングの評価報告書を参考にしつつ本新株予約権の発行を担当する取締役による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること。
- ⑥ 本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社法律顧問から当社の実務担当者及び監査役に対して説明が行われており、かかる説明を踏まえた報告が実務担当者から本新株予約権の発行を担当する取締役になされていること。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大 10,000,000 株であり、平成 26 年 1 月 31 日現在の当社発行済株式総数 67,834,489 株に対し最大 14.74% (平成 25 年 9 月 30 日現在の総議決権 67,718 個に対し最大 14.77%) の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、本新株予約権の発行により、中核事業である不動産セグメントでの賃貸マンション事業拡大を図り、安定的な収益の拡大、株主資本の増加及び有利子負債圧縮による財務体質の強化を図ることから、既存株主を含めた株主全体の利益につながると考えております。

また、①本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数 10,000,000 株に対し、当社株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は 706,918 株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であること、及び③当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要 (平成 25 年 9 月 30 日現在)

|                 |                                                 |
|-----------------|-------------------------------------------------|
| ① 商 号           | 野村證券株式会社                                        |
| ② 本 店 所 在 地     | 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号                            |
| ③ 代表者の役職・氏名     | 代表執行役社長 永井 浩二                                   |
| ④ 事 業 内 容       | 金融商品取引業                                         |
| ⑤ 資 本 金 の 額     | 10,000 百万円                                      |
| ⑥ 設 立 年 月 日     | 平成 13 年 5 月 7 日                                 |
| ⑦ 発 行 済 株 式 数   | 201,410 株                                       |
| ⑧ 事 業 年 度 の 末 日 | 3 月 31 日                                        |
| ⑨ 従 業 員 数       | 13,236 名 (単体)                                   |
| ⑩ 主 要 取 引 先     | 投資家ならびに発行体                                      |
| ⑪ 主 要 取 引 銀 行   | 三井住友銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ 銀行、りそな銀行、三菱UFJ 信託銀行、農林中央金庫 |
| ⑫ 大株主及び持株比率     | 野村ホールディングス株式会社 100%                             |
| ⑬ 当 社 と の 関 係 等 |                                                 |

この文書は、当社の第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

|                          |                                                                                    |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 資 本 関 係                  | 割当予定先が保有している当社の株式の数：125,302 株<br>当社が保有している割当予定先の株式の数：なし                            |
| 人 的 関 係                  | 当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。 |
| 取 引 関 係                  | 当社の主幹事証券会社であります。                                                                   |
| 関 連 当 事 者 へ の<br>該 当 状 況 | 割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。                      |

⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態（単体）

| 決 算 期                 | 平成 23 年 3 月期 | 平成 24 年 3 月期 | 平成 25 年 3 月期 |
|-----------------------|--------------|--------------|--------------|
| 純 資 産                 | 872,865      | 901,990      | 966,052      |
| 総 資 産                 | 10,501,025   | 10,439,204   | 10,258,521   |
| 1 株 当 たり 純 資 産（円）     | 4,333,774    | 4,478,379    | 4,796,445    |
| 営 業 収 益               | 613,392      | 580,271      | 662,450      |
| 営 業 利 益               | 86,378       | 56,639       | 139,068      |
| 経 常 利 益               | 86,240       | 57,163       | 138,497      |
| 当 期 純 利 益             | 50,666       | 27,316       | 88,171       |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益（円） | 251,558.29   | 135,623.31   | 437,769.03   |
| 1 株 当 たり 配 当 金（円）     | —            | 130,000      | 422,000      |

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

（注）割当予定先は、株式会社東京証券取引所の取引参加者であります。

（2）割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由（3）本新株予約権を選定した理由」に記載のとおり、野村證券株式会社が、株価や既存株主の利益に充分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本新株予約権を提案したことに加え、同社が、①当社の主幹事証券会社として良好な関係を築いてきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること、等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

（3）割当予定先の保有方針

本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡することはありません。また、野村證券株式会社は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。



及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社が平成 25 年 11 月 14 日付で関東財務局長宛に提出した第 13 期中半期報告書の平成 25 年 9 月 30 日における中間貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込み及び権利行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権に関して、本新株予約権の割当予定先は本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) その他

本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性 ②乃至④」に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

＜割当予定先による行使制限措置＞

- ① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定め及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせない。
- ② 割当予定先及び転売先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

＜割当予定先による新株予約権の譲渡制限＞

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。その場合には、あらかじめ転売先となる者に対して、上記の行使制限措置について約させるものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

7. 大株主及び持株比率

| 募集前（平成 25 年 9 月 30 日現在）                                     |       |
|-------------------------------------------------------------|-------|
| 黒田康敬                                                        | 3.00% |
| CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO（常任代理人 シティバンク銀行株式会社） | 2.95% |
| 日本証券金融株式会社                                                  | 2.70% |
| 株式会社 SBI 証券                                                 | 2.58% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                     | 2.32% |

この文書は、当社の第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

|                |       |
|----------------|-------|
| 株式会社三井住友銀行     | 2.30% |
| 三井住友信託銀行株式会社   | 2.30% |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 2.28% |
| 齊丸 千代          | 2.09% |
| 三井不動産株式会社      | 1.47% |

(注) 今回の募集分について長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

#### 8. 今後の見通し

今回の調達資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。

また、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

#### 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近3年間の業績（連結）

|               | 平成23年3月期 | 平成24年3月期 | 平成25年3月期 |
|---------------|----------|----------|----------|
| 売上高           | 27,410   | 31,943   | 27,953   |
| 営業利益          | 671      | 781      | 897      |
| 経常利益          | 911      | 887      | 909      |
| 当期純利益         | 321      | 352      | 383      |
| 1株当たり当期純利益（円） | 4.74     | 5.19     | 5.65     |
| 1株当たり配当金（円）   | 1.5      | 2.0      | 2.0      |
| 1株当たり純資産（円）   | 181.33   | 187.36   | 190.09   |

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

##### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成26年2月21日現在）

|                   | 株 式 数       | 発行済株式数に対する比率 |
|-------------------|-------------|--------------|
| 発行済株式数            | 67,834,489株 | 100%         |
| 現時点の行使価額における潜在株式数 | —           | —            |

##### (3) 最近の株価の状況

###### ① 最近3年間の状況

|     | 平成23年3月期 | 平成24年3月期 | 平成25年3月期 |
|-----|----------|----------|----------|
| 始 値 | 87円      | 80円      | 83円      |
| 高 値 | 109円     | 92円      | 143円     |

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

|     |      |      |       |
|-----|------|------|-------|
| 安 値 | 44 円 | 59 円 | 66 円  |
| 終 値 | 81 円 | 82 円 | 116 円 |

② 最近6か月間の状況

|     | 9 月   | 10 月  | 11 月  | 12 月  | 1 月   | 2 月   |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 始 値 | 97 円  | 120 円 | 108 円 | 115 円 | 113 円 | 108 円 |
| 高 値 | 124 円 | 121 円 | 117 円 | 117 円 | 124 円 | 119 円 |
| 安 値 | 96 円  | 103 円 | 104 円 | 104 円 | 109 円 | 99 円  |
| 終 値 | 120 円 | 109 円 | 114 円 | 111 円 | 111 円 | 117 円 |

(注) 2月については、平成26年2月20日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

|     | 平成26年2月20日 |
|-----|------------|
| 始 値 | 113 円      |
| 高 値 | 119 円      |
| 安 値 | 113 円      |
| 終 値 | 117 円      |

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・特になし

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(別紙)

## 太平洋興発株式会社第1回新株予約権発行要項

太平洋興発株式会社第1回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）の発行要項は以下のとおりとする。

1. 新株予約権の総数 10,000 個
2. 振替新株予約権 本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「**社債等振替法**」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。
3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式10,000,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「**交付株式数**」という。）は、1,000株とする。）。ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第6項の規定に従って行使価額（第4項第(1)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
  - (2) 行使価額は、当初128円とする。ただし、行使価額は、第5項又は第6項に従い、修正又は調整されることがある。

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

5. 行使価額の修正 (1)平成 26 年 3 月 12 日（以下「**行使価額修正開始日**」という。）以降、第 14 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「**修正日**」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「**東証**」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90.5%に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「**修正日価額**」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 0.1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「**修正後行使価額**」という。）。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が 89 円（ただし、第 6 項第(1)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「**下限行使価額**」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
- (2)前号により行使価額が修正される場合には、当社は、第 14 項第(2)号に定める払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。
6. 行使価額の調整 (1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行普通株式数} \times \text{時価} + \text{交付普通株式数} \times 1 \text{ 株あたりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価（本項第(3)号②に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「**当社普通株主**」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項第(3)号⑤に定義する。以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に

付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「**取得請求権付株式等**」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「**取得条項付株式等**」という。)に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号⑥に定義する。以下同じ。)が、(i)上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号③に定義する。以下同じ。)を超えるとに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本⑤において「**取得価額等**」という。)の下方修正等が行われ(本項第(2)号又は第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「**取得価額等修正日**」という。)における時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の

調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1 か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については第 19 項第(2)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑦本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (3)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。
- ②行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号⑥の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。
- ③行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の 1 か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ④当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交

付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

⑤本項第(2)号において「**対価**」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

⑥本項第(2)号において「**完全希薄化後普通株式数**」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、(i)(本項第(2)号④においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)(本項第(2)号⑤においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(4)本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

②当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

③その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

④行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5)本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第5項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かか



る調整を行うものとする。

- (6)本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
7. 新株予約権の行使可能期間 平成26年3月12日から平成29年3月11日までの期間（以下「行使可能期間」という。）とする。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日（機構（第16項に定義する。以下同じ。）の休業日等でない日をいう。）及び前々営業日並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 新株予約権の取得条項 (1)当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後15取引日を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2)当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3)当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日の翌銀行営業日に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4)本項第(1)号及び第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者に通知する。
10. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権1個あたり780円
11. 新株予約権の払込総額 7,800,000円とする。
12. 新株予約権の割当日 平成26年3月11日

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

13. 新株予約権の平成26年3月11日  
払込期日
14. 新株予約権の行使請求及び払込の方法
  - (1) 本新株予約権の行使請求は、機構又は口座管理機関（社債等振替法第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
  - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第18項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に払い込むものとする。
  - (3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
15. 新株予約権の行使の条件
 

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
16. 振替機関
 

株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）
17. 新株予約権の行使請求受付場所
 

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
18. 新株予約権の行使に関する払込取扱場所
 

株式会社北洋銀行 釧路中央支店
19. 新株予約権行使の効力発生時期等
  - (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
  - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
20. 単元株式数の定め
 

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置の廃止等に伴う必要がある場合には、当社は必要な措置を講じる。
21. 募集の方法
 

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を野村證券株式会社に割当てる。
22. 申込期間
 

平成26年3月11日
23. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
24. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
 

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金780円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第4項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成26年2月21日の東証における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。